

第2章 地域共生社会の実現に資する研修プログラムを都道府県で開催する人材の育成

3 研修教材等

(1) 講師養成研修を踏まえた見直し

講師養成研修の後に実施をした講師及びスタッフの振り返りにて、全国展開をした際、講義と演習のつながりが難しいと思われるため、講師用資料等があるとよいつの意見が出された。

また、アンケート調査における、日本社会福祉士会への要望として、全国において研修を実施する際に、講師が使用する資料の提供希望に関する自由記述が複数確認された。そこで、全国展開をするための講義要綱及び研修で使用する資料の提供を行うこととした。

講師が使用するための講義要綱を、昨年度作成した講義要綱を基本に「集合研修(対面)の場合の留意点」「ライブ研修(オンライン)の場合の留意点」を追加、研修において伝えるべき事項等の修正を行った。

(2) 研修資料について

上記の講義要綱と共に、講師が使用するためのパワーポイントを整備した(128ページ～156ページ参照)。パワーポイントについては、本会が作成したものを使用することとするが、演習で取り扱う事例については、各地域での事例を使用することを認めることとした。

科目 当研修の全体像とこれから求められる社会福祉士像

本科目の目標

- ・研修の開発経緯と全体像を理解する。
- ・日本社会福祉士会が考える「これから求められる社会福祉士像」と「研修の全体像」との関連を理解する。

事前課題

- ・講義「当研修の全体像とこれから求められる社会福祉士像」の事前視聴

演習の進め方と留意点 (計 20 分)

テーマ	項目	演習のやり方	留意点	目安時間
・本科目の目標確認	・本科目の目標	・目標を確認する。		2分
・事前視聴の講義動画の要点	・研修の開発経緯 ・研修の全体像	・研修の開発経緯と全体像に関する要点を説明する。		5分
	・「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」 ・本会が考える「求められる社会福祉士像とは」 ・「新たに求められる社会福祉士の役割」と「研修科目」との関係	・「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」を確認し、本来求められる社会福祉士像を確認する。 ・「新たに求められる社会福祉士の役割」と「研修科目」との関係を示す図を示して確認する。		10分
・まとめ	・研修の4つの目標と全体構成	・研修の4つの目標について確認し、研修受講後の流れも含めた全体像を示してまとめとする。		3分

備考

- ・ここでは参加者に研修の開発経緯と全体像について丁寧に伝え、この後に続くそれぞれのプログラムとの関係について説明すること。
- ・ソーシャルワーク専門職のグローバル定義や地域共生社会の実現において新たに求められる社会福祉士の役割について伝え、今後のソーシャルワークがミクロのみならず、ミクロ・メゾ・マクロの連続性の中で展開していくということをご説明すること。

集合研修 (対面) の場合の留意点

- ・特になし

ライブ研修 (オンライン) の場合の留意点

- ・名前の前の受講者番号の記載について、研修開始前に確認し徹底しておく。

科目 地域共生社会の意義・地域共生社会の実現において求められる機能
地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク

本科目の目標

- ・地域共生社会の意義およびその実現において社会福祉士に求められる機能と、その機能を果たすソーシャルワークの全体像を理解する。
- ・受講者が主体的に演習に参加し、それぞれの科目の目標を達成するのに必要なグループメンバー同士の関係を構築する。

事前課題

- ・講義「地域共生社会の意義・地域共生社会の実現において求められる機能」の事前視聴
- ・講義「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク」の事前視聴

演習の進め方と留意点 (計 30 分)

テーマ	項目	演習のやり方	留意点	目安時間
・本科目の目標確認	・本科目の目標	・目標を確認する。		1分
・事前視聴の講義動画の要点	・地域共生社会の意義およびその実現において社会福祉士に求められる機能 ・地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク	・地域共生社会の意義およびその実現において社会福祉士に求められる機能と、その機能を果たすソーシャルワークに関する要点を説明する。	・PDF資料をもとに、事前に視聴している講義の要点のみを簡潔に押さえる。	7分
・アイスブレイクの説明	・アイスブレイクのやり方の説明	・アイスブレイク（ヒーローインタビュー）のやり方を説明する。 ①氏名 ②勤務地の県名 ③勤務先 ④日頃の実践の概要と果たしている役割（「研修の全体像」で使用した社会福祉士の役割をもとに）	・PDF資料をもとに、受講者全員が理解できるように、説明する。 ・時間管理を徹底するように伝える。 ・受講者番号が最も早い人から、すぐにインタビューを開始するように伝える。	3分
・アイスブレイクの実施	・アイスブレイクの実施	・演習を行うグループごとに分かれ、アイスブレイクを行ってもらおう。	・グループの様子を見ながら、必要に応じてアイスブレイクを促す。 ・グループの人数に応じて時間を調整する。	17分
・まとめ	・目標の理解の確認	・本科目の目標を理解できたかどうかを確認する。		2分

備考

- ・ここではヒーローインタビューを行うようにしているが、同じ項目の自己紹介など、緊張をときほぐし、コミュニケーションをとりやすい雰囲気を作り、集まった目的を達成すべく主体的に参加できるようにできるのであれば、他の方法で行ってもよい。
- ・アイスブレイクの方法を決める際には、以下を留意すること。
 - 参加者間のコミュニケーションを生じさせること
 - 相互理解を得られること
 - 楽しいこと
 - アイスブレイクのやり方が簡単であること
 - 5分～15分ぐらいの短時間で終了すること

集合研修（対面）の場合の留意点

- ・研修開始前に名刺交換等を行っている場合もあるため、ここで示した項目の自己紹介を行ってもよい。

ライブ研修（オンライン）の場合の留意点

- ・それぞれのグループの様子が一度には確認できないので、できれば講師と他の主催者でグループを少しずつ巡回し、必要に応じてアイスブレイクを促す。
- ・名前の前の受講者番号の記載について、研修開始前に確認し徹底しておく。

科目 排除をつくらない相談支援体制の構築

講義のねらい

- ・ 排除をつくらない相談支援およびその体制とはどのようなものなのかを理解する。
- ・ 「断らない相談支援」に必要な機能を理解する。
- ・ 排除をつくらない相談支援を実践するためには、どのような役割を、どのような方法で行えばよいのかについて検討する。

事前課題

- ・ 講義「排除をつくらない相談支援体制の構築」の事前視聴

講義内容と講義のポイント (計 45 分)

テーマ	項目	講義のポイント	留意点	目安時間
・ 本科目の目標確認	・ 本科目の目標	・ 目標を確認する。		5分
・ 講義動画の要点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新カリキュラムにおける新しいアプローチ（ナラティブ・アプローチ、解決志向アプローチ） ・ 排除をつくらない相談支援とは（分野横断的な支援体制、「断らない相談支援」に必要な機能）、及びその体制の構築 ・ ソーシャルワークにおける ICT の活用（緩やかな繋がり、孤立防止、連携、コロナ禍対応） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複雑化、多様化する現代社会において求められるソーシャルワークの新しいアプローチについて理解する。 ・ 制度の狭間や世帯の課題等の複合的かつ分野横断的な課題も含めて包括的に相談を受け止め、適切な関係機関につなげる等を行うことのできる相談支援およびその体制について説明する。 ・ ICT（情報通信技術）とソーシャルワーク業務の親和性を理解する。ICTの可能性と限界をそれぞれ理解する。 		15分
・ 排除をつくらない相談支援の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉士の役割 ・ ソーシャルワークの新しいアプローチ ・ アウトリーチ ・ リファー（繋ぐ） ・ チームアプローチ（多職種連携） ・ スーパービジョン ・ 伴走型支援 ・ ICT（情報通信技術） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義内容と実践をふまえたグループディスカッションを行う。 ・ 排除をつくらない相談支援を実践するために、社会福祉士が果たさなければならない役割およびの方法をグループで検討する。その後、全体共有しながら、役割や方法について確認する。 		15分

テーマ	項目	講義のポイント	留意点	目安時間
・全体での共有	・いくつかのグループの意見を全体で共有	・各グループで意見を集約しリーダーが報告. 2~3グループ		5分
・まとめ	・目標の理解の確認	・本テーマの目標を理解できたかどうかを確認する。		5分

備考

- ・ ICT（情報通信技術）の活用については、その可能性を否定的ではなく、肯定的に伝える。

集合研修（対面）の場合の留意点

- ・ 講師は、グループを巡回しながら質問を受け付ける（全体の場では質問が出にくいこともある）。また、開始直後は、課題や進め方について各グループの認識が誤っていないか確認する。

ライブ研修（オンライン）の場合の留意点

- ・ 演習の際、講師はそれぞれのブレイクアウトセッションを巡回し、上記と同様の確認作業を行う、また演習に入る前に、講師が巡回する旨を参加者全員に伝える。

科目 アドボカシーと意思決定支援

本科目の目標

・講師として以下の「アドボカシーと意思決定支援」のねらいを理解し、テーマについての講義と演習を展開する

○地域社会の実現に向けて、

- ・ソーシャルワーク実践の根幹であるアドボカシーの意味をあらためて理解する。
- ・本人の意思を尊重する支援のあり方について、参加支援と本人を取り巻く環境を視野に入れた権利擁護の視点から理解する。

事前課題

- ・講義「アドボカシーと意思決定支援」の事前視聴

演習の進め方と留意点 (計 45 分)

テーマ	項目	演習のやり方	留意点	目安時間
・本科目の目標確認	・本科目の目標	・目標を再確認する。	・資料に基づき、eラーニングの講義の要点をおさえる。	5分
・事前視聴の講義動画の要点	・アドボカシーと意思決定支援について理解する	・ソーシャルワークにおけるアドボカシーを再確認する。 ・意思決定ガイドラインの動向を再確認する。 ・社会福祉士としての意思決定支援の視点として、実践例を提示する。	・資料に基づき、eラーニングの講義の要点をおさえる。 ・実践例は科目の目標に則り、別の事例に差し替えてもよい。	5分
・演習を実施するためのポイント	・実践の共有 ・課題への取り組みの共有	・グループに分かれて参加者が実践内容と課題を共有する。 ・グループディスカッションのポイントと留意点を確認する。	・全員が発言できているか、グループの様子を把握する。	25分
・まとめ	・目標の理解の再確認	・本テーマの目標を理解できたかどうかを確認する ・社会福祉士としてアドボカシー・意思決定支援をとらえる視点を再確認する。 ・ICT を活用したアドボカシーと意思決定支援の可能性について触れる。	・数グループからグループディスカッションの概要の紹介してもらうよう求める(グループを指名してもよい)。	10分

集合研修（対面）の場合の留意点

- ・グループを見てまわり、ディスカッションの様子を把握する。

ライブ研修（オンライン）の場合の留意点

- ・ブレイクアウトルームをたずね、ディスカッションの様子を把握する。
- *いずれもグループディスカッションの内容を紹介してもらう際の参考とする。

科目 地域で支える体制の構築

本科目の目標

- 新カリキュラムでの学びを自らの実践に活かすことができるよう、知識構築・力量形成を促す。
- 地域共生社会の実現に向けて、
 - ・支える主体への理解ならびに地域住民が主体として重要であることへの理解を促す。
 - ・地域で支える体制の構築に向けた社会福祉士の機能と役割についての理解を促す。
 - ・地域住民が主体として役割を果たすためには福祉教育が重要であるため、それについて理解を促す。
 - ・多機関、多職種、福祉以外の機関との協働についての理解を促す。
- 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）ならびに「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」に向けての力量を形成する。

事前課題

- ・講義「地域で支える体制の構築」の事前視聴

演習の進め方と留意点（計 45 分）

テーマ	項目	演習のやり方	留意点	目安時間
・本科目の目標の確認	・本科目の目標	・目標を確認する。		2分
・事前視聴の講義動画の要点	・「3つの支援」に関する理解	・講義の該当箇所を簡潔に説明する。	・講義で学んだことが演習課題につながっていることの理解を促す。	2分
・演習 「3つの支援」で支援体制構築を考えましょう ・講義における「3つの支援」を念頭に、地域支援体制の実際について考える	・自らの担当地域における「3つの支援」 ・説明 個人作業	【演習課題】 ・自らの担当地域を例として、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」に当てはめ、必要な支援を考える ・講師による説明：演習の目的と進め方について説明し、質問があれば回答する	・地域福祉の業務に就いていない方がいる場合は、「3つの支援」を幅広くとらえてもらい、少しでも関連のある業務について話してもらおう。	6分
		・ワークシートに、自分が実施している、または知っている事例についてまとめる	・対面であれば会場を巡回する時に受講者から質問等があれば受ける。受講者の実践領域が幅広い場合は、課題の柔軟な解釈も可とする。	5分

テーマ	項目	演習のやり方	留意点	目安時間
	グループ作業	<ul style="list-style-type: none"> 個人作業の内容をグループで共有し意見交換する 発表準備 	<ul style="list-style-type: none"> 実践内容が多岐にわたることが考えられるため、まとめ方については時間内で出来る範囲で行ってもらおう。 	20分
	発表・講評	<ul style="list-style-type: none"> 発表と担当教員からの講評 	<ul style="list-style-type: none"> いくつかのグループを講師による指名や立候補などで選び発表してもらおう。 	10分

集合研修（対面）の場合の留意点

・グループを巡回しながら質問を受け付ける（全体の場では遠慮して質問が出にくい時がある）。また開始直後は課題や進め方について各グループの理解が間違っていないか確認する。

ライブ研修（オンライン）の場合の留意点

・ブレイクアウトルームを巡回し、上記と同様の確認作業を行う。オンラインの場合は、グループ演習前に講師が巡回することを伝えておく。

科目 地域アセスメントとネットワーク構築

本科目の目標

- ・講師として以下の「地域アセスメントとネットワーク構築」のねらいを理解し、テーマについての講義と演習を展開する。
- 地域社会の実現に向けて、
- ・個人の支援だけでなく、地域づくりに向けた支援を視野に入れ、地域住民や他の専門職と協働・連携し、顕在化していない課題にアプローチすることの意義について理解する。
- ・断らない相談支援という視点から、地域アセスメントとネットワーク構築について理解する。

事前課題

- ・講義「地域アセスメントとネットワーク構築」の事前視聴

演習の進め方と留意点 (計 45 分)

テーマ	項目	演習のやり方	留意点	目安時間
・本科目の目標確認	・本科目の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・目標を再確認する。 ・地域の課題にアプローチすることの意義を再確認する。 ・地域にネットワークを構築することの意義を再確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料に基づき、e-ラーニングの講義の要点をおさえる。 	5分
・事前視聴の講義動画の要点	・ネットワーク構築について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・地域アセスメントの視点 ・ネットワーク構築はソーシャルワーク実践であること、課題解決への取り組みのスタートであることを再確認する。 ・ネットワーク構築は環境整備の一環であることを再確認する。 ・ネットワーク構築の視点と方法として、実践例を提示する。 ・ネットワーク構築を進めるための視点を再確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料に基づき、e-ラーニングの講義の要点をおさえる。 ・実践例は科目の目標に則り、別の事例に差し替えてもよい。 	5分
・演習を実施するためのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・実践の共有 ・課題への取り組みの共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループに分かれて参加者が実践内容と課題を共有する。 ・グループディスカッションのポイントと留意点を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全員が発言できているか、グループの様子を把握する。 	25分
・まとめ	・目標の理解の再確認	<ul style="list-style-type: none"> ・本テーマの目標を理解できたかどうかを確認する。 ・社会福祉士として地域をとらえる視点を再確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・数グループからグループディスカッションの概要の紹介してもらうよう求める（グルー 	10分

テーマ	項目	演習のやり方	留意点	目安時間
		る。	ブを指名してもよい)。	

集合研修（対面）の場合の留意点

- ・グループを見てまわり、ディスカッションの様子を把握する。

ライブ研修（オンライン）の場合の留意点

- ・ブレイクアウトルームをたずね、ディスカッションの様子を把握する。
- *いずれもグループディスカッションの内容を紹介してもらう際の参考とする。

科目 社会資源の活用・開発

本科目の目標

- 新カリキュラムでの学びを自らの実践に活かすことができるよう、知識構築・力量形成を促す。
- 地域共生社会の実現に向けて、
 - ・社会資源の概念についての正確な理解を促す。
 - ・社会資源を活用・開発することの意義についての理解を促す。
 - ・社会資源を活用・開発する方法についての理解を促す。

○参加支援（社会とのつながりや参加の支援）ならびに「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」に向けての力量を形成する。

事前課題

- ・講義「社会資源の活用・開発」の事前視聴

演習の進め方と留意点（計45分）

テーマ	項目	演習のやり方	留意点	目安時間
・本科目の目標確認	・本科目の目標	・目標を確認する。		2分
・事前視聴の講義動画の要点	・事例から社会資源の活用・開発を学ぶ意義について	・講義内容の簡潔なまとめを行い、本テーマの目標を理解できたかどうかを確認する。	・講義で学んだことが演習課題につながっていることの理解を促す。	3分
・演習・社会資源活用・開発に求められる視点とスキル-Cサロンの事例から-	・演習課題の説明 ・Cサロン（上述）の立上げ支援の事例を検討する ・事例におけるポイントを抽出する（個人） ・それを他者と共有し、さまざまな視点やアイデアを学び合う	<p>【演習課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義動画の最後に出てくる事例のCサロンはソーシャルワーカーが商店街等関係者と協議しながら立ち上げた拠点である。地域のニーズをアセスメントし、資源開発していく視点や方法を、事例のプロセスから学ぶ。 ・演習の目的と進め方について説明し、質問があれば回答する。 	・まとめ方の例示があるとわかりやすいが、あまり詳細に示すと演習課題の先取りとなってしまうので注意が必要。	5分
	個人作業	・事例における資源活用・開発のポイントを抽出する（ダウンロード版資料スライド23の①～③の項目を参照）。	・対面であれば会場を巡回する時に受講者から質問等があれば受ける。	5分

テーマ	項目	演習のやり方	留意点	目安時間
	グループ作業	<ul style="list-style-type: none"> 個人作業の内容をグループで共有し意見交換する グループメンバーそれぞれの着眼点の違いから相互に学ぶことを重視する 発表準備 	<ul style="list-style-type: none"> グループを巡回し、課題や進め方について誤解等がないか、適宜確認しておく。まとめ方については時間内で出来る範囲で行ってもらおう。 	20分
まとめ		<ul style="list-style-type: none"> 発表と担当教員からの講評 	<ul style="list-style-type: none"> いくつかのグループを講師による指名や立候補などで選び発表してもらおう。 	10分

集合研修（対面）の場合の留意点

・グループを巡回しながら質問を受け付ける（全体の場では遠慮して質問が出にくい時がある）。また開始直後は課題や進め方について各グループの理解が間違っていないか確認する。

ライブ研修（オンライン）の場合の留意点

・ブレイクアウトルームを巡回し、上記と同様の確認作業を行う。オンラインの場合は、グループ演習前に講師が巡回することを伝えておく。

科目 研修の振り返りと明日からの実践に向けて

本科目の目標

- ・e-ラーニング視聴や講義内容をふまえ、地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク機能を発揮するために明日から何を取り組めば良いのかを明確にする。

事前課題

- ・なし

演習の進め方と留意点 (計 60 分)

テーマ	項目	演習のやり方	留意点	目安時間
研修の振り返りと明日からの実践に向けて	本科目の目的・演習手順についての説明	講義資料を基に目的・手順について説明する。		5分
	「今回の研修を踏まえて、明日からの実践で何ができるのか？」についてのディスカッション	「今回の研修を踏まえて、明日からの実践で何ができるのか？」についてグループ内で議論する。		30分
	グループ発表&まとめ	グループごとに議論した内容についてプレゼンテーションを行い、講師がそれに対してコメントする。発表グループ数は、時間の範囲内で講師が調整する。		25分

備考

- ・グループ発表の時間に限りがあるため、発表グループ数を調整するなどして対応すること。
- ・グループ発表については、講師が最初からグループを指名することも可能であるが、指名する前に手上げ式で発表したいグループを尋ねる方法もある。

集合研修（対面）の場合の留意点

- ・議論がなかなか進まないグループについては、適宜講師もしくはスタッフが介入し、ファシリテートを行う。

ライブ研修（オンライン）の場合の留意点

- ・それぞれのグループの様子が一度には確認できないので、できれば講師と他の主催者でグループを少しずつ巡回することをお勧めする。

「当研修の全体像とこれから求められる社会福祉士像」

1. 本研修開発の背景

本研修開発の背景

厚生労働省社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会がとりまとめた報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（2018年3月27日）において、地域共生社会の実現に向けて社会福祉士には、包括的な相談体制及び住民主体の課題解決体制を構築するための実践力が求められることが明記された。当報告書をふまえて、社会福祉士養成カリキュラムの改正が進められ、2021年度から導入されている。同時に、現任の社会福祉士には、速やかに地域共生社会の実現に資するソーシャルワーク専門職として役割を果たしていくことが求められている。

そこで本会では、厚生労働省の補助金（社会福祉推進事業分）交付を受け、現任の社会福祉士が地域共生社会の実現に向けて新たに求められる役割や機能を果たすことができるよう、2019年度に研修プログラムの開発を行い、2020年度は試行研修を実施した。今後、地域共生社会の実現に向けて、全国各地で新たに求められる役割や機能を発揮することができる社会福祉士の養成が必要であるため、全国各地で「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修」を継続して実施されることが求められている。

2. 本研修の目的

本研修の目的

以下の①～③について受講者に理解してもらうための講師養成を行うことを目的とする。

- ①「地域共生社会の意義」、「社会福祉士が求められている役割」について理解できる。
- ②地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークとして、排除をつくらない相談支援やアドボカシー、地域福祉計画等について理解できる。
- ③研修を受けた上で、明日からの実践にどのように活かしていくのかを考えられるようになる。

3. 求められる社会福祉士像

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義（2014）

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団の責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

地域共生社会の実現とソーシャルワーク

今までのソーシャルワークは、マイクロレベルの実践（個別支援）がメインであったが、これからは、メゾレベル（組織・地域）・マクロレベル（制度・政策的視点）も視野に入れた実践を展開していく必要がある。

その裏付けの一つとして、「地域共生社会の実現」が挙げられる。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（概要）

- 平成30年3月27日 社会福祉審議会福祉総合福祉人材確保専門委員会
- 社会福祉士は、高齢者支援、障害児者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者支援等の幅広い分野で活用されている。また、社会福祉分野のみならず、教育や司法などの分野においてもその活用が期待されている。
※ 社会福祉士の保有率は、福祉施設職員数（約7万）/労働者総数（約1億2千万）で約0.6%、地域福祉職員数（約7,000）/労働者総数（約1億2千万）で約0.06%となっている。
 - 少子高齢化の進展など、社会経済状況の変化によるニーズの多様化・複雑化に伴い、既存の制度では対応が難しい様々な課題が顕在化してきている。また、子ども・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指しており、社会福祉士には、ソーシャルワークの機能を発揮し、制度課題的な課題への対応に必要な社会資源の調動といった役割を担うことができる実践能力を身につけることが求められている。
 - 地域共生社会の実現に向けた各地の取組には、社会福祉士が中心となり、地域住民等と協働して地域のニーズを把握し、多職種・多機関との連携を図りながら問題解決に取り組んでいる事例などがある。地域固有の様々な主体と連携した取組が必要となる中で、社会福祉士に、地域住民の活動支援や関係者との連絡調整などの役割を担うことが求められている。

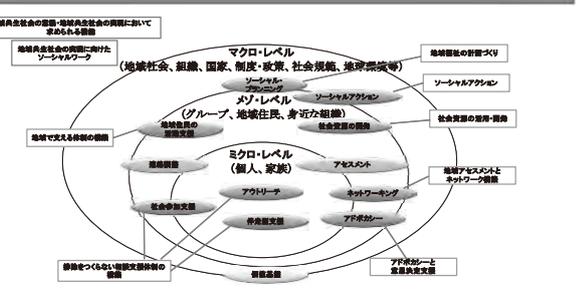
- 社会福祉士養成課程におけるカリキュラムの位置
- 複合化・複雑化した個人や世帯への対応のほか、地域共生社会の実現に向け、ソーシャルワークの機能を発揮できる社会福祉士を養成するため、養成カリキュラムの内容や学習及び演習を充実させる。
 - 職地団体や養成団体だけでなく、行政や地域住民等の地域の様々な関係者とともに連携・協働して、学び合いや協働の機会を設けることにより、地域でソーシャルワークの機能が発揮される取組を推進。
- 社会福祉士の役割に関する理解の促進
- 社会福祉士による地域共生社会の実現に向けた活動状況等を把握し、社会福祉士が果たしている役割や成果の「見える化」を図り、国民や関係者の理解を促進。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

4. 本研修の科目と社会福祉士の役割

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修科目と社会福祉士の役割



研修科目の全体像

- 地域共生社会の実現に向けた社会福祉士の役割を理解し、自分の実践につなげて考えることができる
【事前学習】地域共生社会の意義・地域共生社会の実現において求められる機能・地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク
 - 地域住民と社会資源の関係形成する際の課題と、社会福祉士として必要な対応について理解できる
【事前学習】地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク・地域福祉計画・【調動・演習】地域アセスメントとネットワーク構築・排除をつくらない相談支援体制の構築・社会資源の活用・開発
 - 生活課題を抱えている（重困していない人も含む）人々に寄り添い、個人の支援だけでなく、地域にも視点を持った地域づくりの支援が必要であることを理解できる
【事前学習】ソーシャルアクション・【調動・演習】地域アセスメントとネットワーク構築・地域で支える体制の構築
 - 利用者から複合化、複雑化した相談を断ることなく、適切に対応するために、必要に応じて他機関と連携することを選択することができる
【事前学習】アドボカシーと意思決定支援・地域福祉計画・【調動・演習】排除をつくらない相談支援体制の構築・地域で支える体制の構築・社会資源の活用・開発
 - 全体を振り返り自らの実践に生かすべき事例を検討する
【演習】研修の振り返り及び明日への実践に向けて
- 研修後
スーパービジョンの活用・生産研修に基づく継続研修の受講
- 包括的な相談支援体制及び住民主体の地域課題解決体制を構築するための実践力を高める

ご清聴ありがとうございました。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

地域共生社会の意義・
地域共生社会の実現において求められる機能
地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク

本科目の目標

- 地域共生社会の意義およびその実現において社会福祉士に求められる機能と、その機能を果たすソーシャルワークに関する要点を確認する。
- 受講者が主体的に演習に参加し、それぞれの科目の目標を達成するのに必要なグループメンバー同士の関係を構築するアイスブレイクの方法を理解する。

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会福祉は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む後援制を行ってきたという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な整備を実現してきた。
- これにより、生活保護やセーフティネットの機能は大きく変遷し、社会福祉分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、居住型や対象者のリスク別の制度が展開し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生活リスクが複雑化・多様化し、社会が自らリスクを管理し、リスクを自己管理している。これらに対応するには、単に給付する社会的リスクと異なるが、個別性が極めて高く、対象者の多様性の下での支援の実践において対応が困難になっている。

(共同生活の困難化)

- 地域をつなぐ力が弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進むなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用制が失われ、地域、職種、対価という、日本の社会福祉制度の基盤となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「家4の壁」が生まれている

<人口による思いの不安>

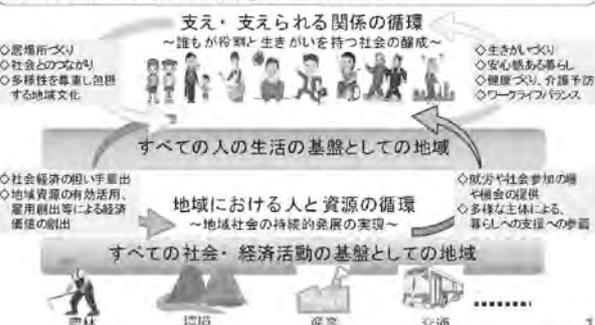
- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の思いが弱くなっており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会が十分に確保されていない

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「家4の壁」が生まれている

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という従来の関係を越えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

地域共生社会とは

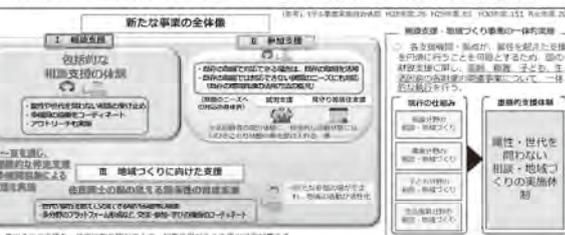
◆制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住居一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



1. 地域住民の福祉化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 高齢化や生活困窮化の進展が加速化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）高齢化・生活困窮化の進展が加速化・複合化することにより、高齢者や生活困窮者に対する支援が複層的・多層的になる必要がある。
- 高齢者や生活困窮者に対する支援は、複層的・多層的である必要がある。
- 複層的・多層的な支援体制の構築は、市町村が、高齢者や生活困窮者に対して個別に対応できる仕組みを整えることが必要である。

社会福祉士を中心とした「重層的な支援体制構築事業」の目的
○ 市町村において、居住型や対象者のリスク別の制度が展開し、専門的支援が提供されるようになった。これにより、生活保護やセーフティネットの機能は大きく変遷し、社会福祉分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、居住型や対象者のリスク別の制度が展開し、専門的支援が提供されるようになった。



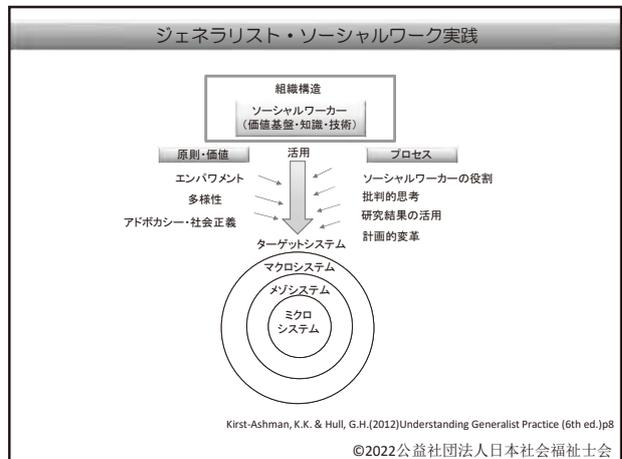
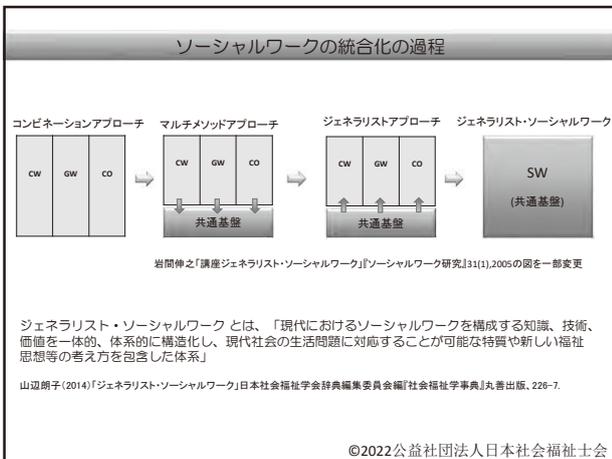
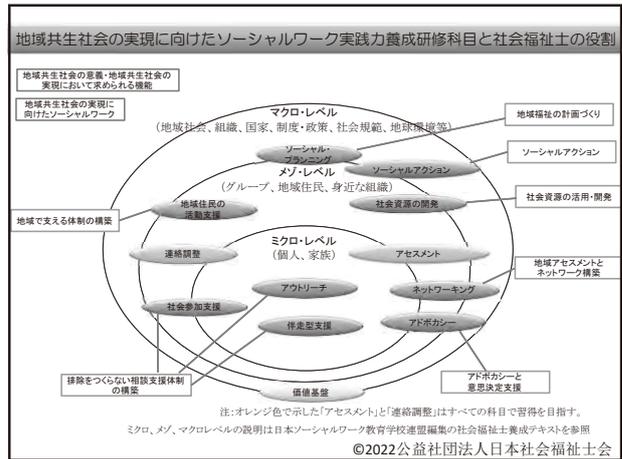
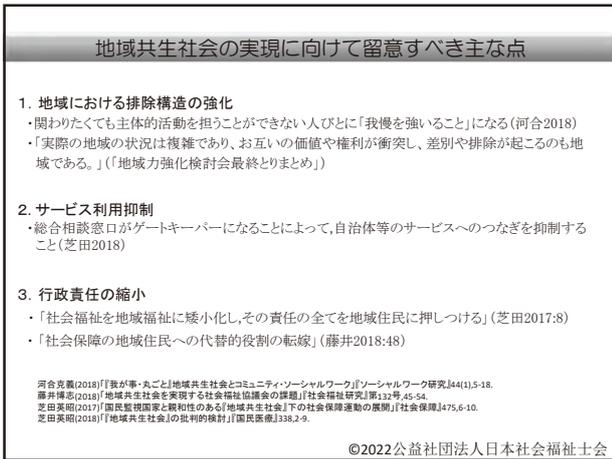
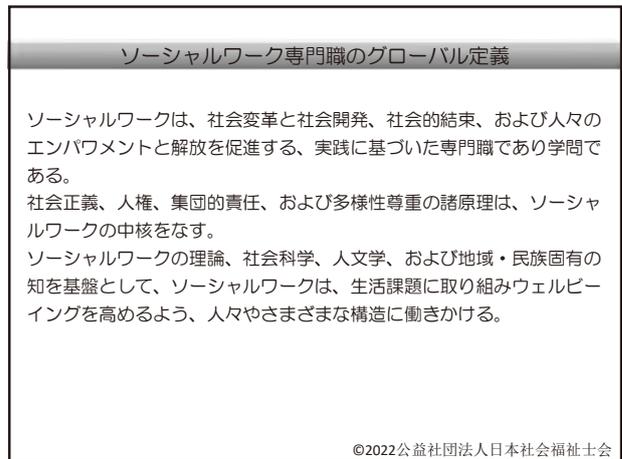
ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について（概要）

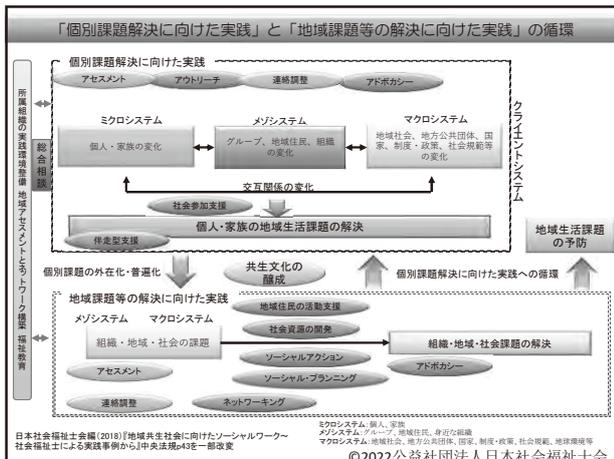
総務 平成30年3月27日 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会

- 社会福祉士は、高齢者支援、障害児者支援、子ども子育て支援、生活困窮者支援等の幅広い分野で活用されている。また、社会保障分野のみならず、教育や司法などの分野においてもその活用が期待されている。
※ 社会福祉士の就業率は、高齢者福祉関係 43.7%、障害福祉関係 17.3%、生活困窮関係 14.7%、児童福祉関係 7.4%、教育・子ども福祉関係 4.8%となっている。
※ ステーションやセンターの両面から社会福祉士の有資格者であり、職正職員においても社会福祉士の配置が期待されている。
- 少子高齢化の進展など、社会経済状況の変化によるニーズの多様化・複雑化に伴い、既存の制度では対応が難しい様々な課題が顕在化している。また、子ども・高齢者・障害者など全ての人が地域で暮らし、生きがいと共に割り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指しており、社会福祉士には、ソーシャルワークの機能を発揮し、制度制度的な課題への対応や必要な社会資源の展開といった役割を担うことが求められる。
- 地域共生社会の実現に向けた各地の取組には、社会福祉士が中心となり、地域住民等と協働して地域のニーズを把握し、多職種・多機関との連携を図りながら問題解決に取り組んでいる事例などがある。地域の様々な主体と連携した取組が必要となる中で、社会福祉士には、地域住民の活動支援や関係者との連携調整などの役割を担うことが求められている。

社会福祉士養成課程におけるカリキュラムの見直し

- 複合化・複雑化した個人や世帯への対応のなか、地域共生社会の実現に向け、ソーシャルワークの機能を発揮できる社会福祉士を養成するため、養成カリキュラムの内容や学習及び実習を充実させる。
- 地域共生社会の社会福祉士養成のための取組の推進
- 職能団体や養成団体だけでなく、行政や地域住民等の地域の様々な関係者とともに連携・協働して、学び合いや活動の機会を創出することにより、地域でソーシャルワークの機能が発揮される取組を推進。
- 社会福祉士による地域共生社会の実現に向けた活動状況等を把握し、社会福祉士が果たしている役割や成果の「見える化」を図り、国民や関係者の理解を促進。





- ### 地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークの留意点
- すべての人びとの生活における様々なニーズが充足され、ウェルビーイングが実現することを旨として活動すること。
 - 特に社会的に不利な立場におかれている人びとのアドボカシーを意識すること。
 - 「個別課題解決に向けた実践」と「地域課題等の解決に向けた実践」の循環を意識して実践すること。
 - 日々の実践の中で地域等の課題に関する気づきを、多様な人びとで共有・検討する機会を確保し、ニーズにもとづき解決につなげること。
 - 交互作用を分析・予測して、クライアントがニーズを充足することができるよう、システムの変化を起こすように介入すること。
 - 誰もがそれぞれのストレングスを活かして活動し、パワーを高めることができるようエンパワメントすること。
 - 多様な人びとによる対話や活動を、価値や理念の共有のプロセスとすること。
 - 何のために行うのかを常に意識し、柔軟な発想を大切にすること。
 - 所属組織の機能を活用すること。
 - 社会福祉士も地域資源であると認識し、専門性を自覚してポジショニングすること。
- ©2022公益社団法人日本社会福祉士会

アイスブレイクとは

アイスブレイクとは緊張をときほぐし、コミュニケーションをとりやすい雰囲気を作り、集まった目的を達成すべく主体的に参加できるようにする手法。

留意点

- 参加者間のコミュニケーションを生じさせること
- 相互理解を得られること
- 楽しいこと
- アイスブレイクのやり方が簡単であること
- 5分～15分ぐらいの短時間で終了すること（会議や演習の場合）

アイスブレイクの例

- 他己紹介
- ヒーローインタビュー
- 「実は・・・です」自己紹介

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

- ### ヒーローインタビューの方法
- ヒーローインタビューのやり方**
- ①グループみんなの受講者番号を確認する。
 - ②受講者番号が一番早い人に、次の受講者番号の人がインタビューをする。
 - ③インタビューをした人に、次の受講者番号の人がインタビューをする。
 - ④1人のインタビュー時間は、2分以内（インタビュー者が時間管理）
 - ⑤原則、全員顔出しで、ミュートを外す。
- インタビューの内容**
- ①最初に、「今日は参加してくれてありがとうございます。」から始める。
 - ②「お名前は」
 - ③「勤務されている県と職場はどこですか」
 - ④「日頃はどのような実践をされて、どのような役割を果たしていますか」（アセスメント、連絡調整、アウトリーチ、伴走型支援、アドボカシー、社会参加支援、ネットワーク、地域住民の活動支援、ソーシャル・プランニング、社会資源の開発、ソーシャルアクション）
 - ⑤インタビュー者の感想
 - ⑥みんなで拍手
- ©2022公益社団法人日本社会福祉士会

公益社団法人 日本社会福祉士会
地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修



排除をつくらない 相談支援体制の構築



©2022公益社団法人日本社会福祉士会

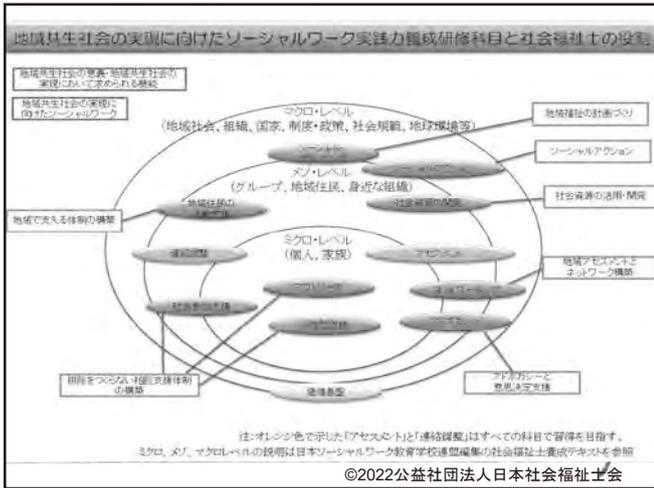
目標

テーマ：
“排除をつくらない相談支援体制の構築”

- ① 排除をつくらない相談支援およびその体制とはどのようなものなのかを理解する
- ② 断らない相談支援に必要な機能を理解する
- ③ 排除をつくらない相談支援を実践するためには、どのような役割を、どのような方法で行えばいいのかについて検討する

※講義・演習

©2022公益社団法人日本社会福祉士会



新カリにおける“○○アプローチ”

- ①心理社会的アプローチ
- ②機能的アプローチ
- ③問題解決アプローチ
- ④課題中心アプローチ
- ⑤危機介入アプローチ
- ⑥行動変容アプローチ
- ⑦エンパワメントアプローチ
- ⑧ナラティブアプローチ
- ⑨解決志向アプローチ

※社会構成主義的なアプローチが追加

厚生労働省社会・援護局福祉基礎研修教材開発対策「社会福祉士養成課程のカリキュラム（令和元年度改正）」
（ソーシャルワークの理論と方法、教育に含むべき事項、想定される教育内容の例、ソーシャルワークの実践モデルとアプローチ）」

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

「社会構成主義」という考え方

「社会構成主義 (social constructionism) 」
(ものごとは、社会的に作られているという考え方)
Cf. 男らしさ/女らしさ, 大人らしさ/子どもらしさ

本質主義 (原因に拘る) ⇔ 構成主義 (原因に拘らない)

クライアントがかかえる「問題」を、
本質的な実態としてではなく社会的構築物とみなすことで、
クライアント自身から切り離すことができる

「人間が問題なのではなく、問題こそが問題」
(あなたは、問題のせいであって困っている被害者)

※現状に絶望しているクライアント
(「ダメ人間」として自分を卑下している人)
の希望になる可能性



©2022公益社団法人日本社会福祉士会

新カリ追加① ナラティブ・アプローチ

ナラティブ (物語、語り) ・アプローチ
(新カリ「SWの理論と方法」の内容として例示)

「言葉」を、
「メス」ではなく、「包帯」のように使う
↓
「問題」を、「解決」しようとする
「結果としての問題解決」を目指す
(「解決」はあくまでも副産物)

「専門性」は、何のために必要なのか?
(良い支援のため、クライアントのため、
それとも支援者のため)

↓
「専門性」の鎧を脱ぎ、「無知の姿勢」をとる
「支援」(助言・指導、アドバイス)には、
「上から目線」が密輸入されている

↓
「余白 (space) 」を作る
(本人の選択・決定を促す→自己決定)

荒井浩道 (2014) 『ナラティブ・ソーシャルワーク―〈支援〉しない支援の方法』新泉社。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

新カリ追加② 解決志向アプローチ

スティーブ・ド・シェイザー (Steve de Shazer),
 インソー・キム・バーグ (Insoo Kim Berg), を中心に開発
Berg, Insoo Kim, Family-based Services: A Solution-focused Approach, New York: Norton, 1994.

問題の原因について考えるのではなく、
 問題が解決された状態やすでうまくいっている部分
 (成功している部分) に焦点を当てる

- ①上手くいっているなら、それを変えない
- ②上手くいいたら、またそれをする
- ③上手くいかなければ、別のことをする

特徴的な質問技法：
 ミラクル・クエスチョン
 スケーリング・クエスチョン
 コーピング・クエスチョン, など

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

排除をつくらない相談支援とは①

“社会福祉士を取り巻く状況の変化”

少子高齢化が進展する中で、我が国の社会や地域、人々の意識が変化してきており、高齢単身世帯や高齢夫婦のみの世帯が増加してきており、生活に困窮する高齢者の増加、地域における個人や世帯の孤立化など、これまで家族によって支えられてきた課題を地域社会で支えていくことが求められてきている。

しかし、既存の制度では“対応”が難しい課題の顕在化

- ①制度が対象としていない生活課題への対応
- ②複合的な課題を抱える家族への対応
- ③外部からは見えにくい個人や家族が抱える課題への対応
 ※支援ニーズの多様化・複雑化

↓
 “支援困難”とされるケース(事例)への対応
 (“地域共生社会”の実現に向け社会福祉士への期待)

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

排除をつくらない相談支援とは②

社会福祉の制度的成熟は、そこからこぼれ落ちる人々の姿を浮き彫りにするという逆説を孕む。“支援”は制度化を必要とするが、全ての“支援”を制度化することはできない。

「制度からこぼれ落ちる人々」
 ヴァルネラビリティ (傷つきやすい人々)
 インボランタリークライアント (拒否的・消極的なクライアント)

↓
 「困難事例」

※社会福祉士に期待される「困難事例」への支援

Cf.多職種連携のなかで問われる、
 ソーシャルワークの固有性、専門性
 “排除をつくらない相談支援”
 (ソーシャルワークのグローバル定義)

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

排除をつくらない相談支援とは③

「困難事例」

↓
 「専門職にとって支援困難な事例」
 (「厄介な利用者」を含意)

「Aさんは、困難事例。これ以上の支援は難しいと思います」

↓
 「困難事例」という言葉は、
 支援が上手くいかないことや断念を正当化するレトリック
 Cf. Margolin (1997=2003)

※私たちは、「困難事例」という言葉を用いることで、通常の支援に馴染まない利用者を支援の射程から遠ざけてきたのではないだろうか

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

排除をつくらない相談支援とは④

多様化・複雑化する福祉ニーズ
 (貧困, 児童, 高齢, 障害, 地域, 医療, 教育, 司法)

例えば、教育分野
 虐待, 貧困, いじめ, 不登校, 発達障害, LGBT, ゲーム依存
 (見えにくい, 繋がりにくい, 届きにくい, 連携しにくい)

↓
 見えない課題を見る,
 繋がらないクライアントと繋がる,
 届きにくい支援を届ける,
 連携しにくい他職種と連携する

※“排除しない”相談支援の方法と体制
 (分野横断的, 断らない)

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

排除をつくらない相談支援体制の構築

ひとりの支援者にできることには限界がある
 (もちろん, ひとりの支援者として可能な限り奮闘することは大切である)

- ①すべての課題を支えることはできない
- ②支援者個人として偏りを完全に排除できない
- ③異動等もあり継続的な支援を行うことは難しい

※ひとりで抱え込むことは、結果として、排除を生む危険がある

ソーシャルワーカーとして何をすればよいか

↓
 システム(仕組み)作り
 (相談支援体制の構築, ミクロからメソ, マクロへ)

Cf. 黒子(くろこ)としての支援者の役割
 (自分がいなくなっても, きちんと機能していく仕組みづくり)

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

④ ソーシャルワークにおけるICTの活用

ICT
(Information and Communication Technology, 情報通信技術)

ソーシャルワークとの親和性
(繋がる／繋げる, 孤立防止, 連携を図る)

インターネット→緩やかな繋がり (災害に強い)

今後は, “支援” により積極的に活用していく必要性

しかし, 課題も:

「これまでも認知症予防や孤独解消にICT活用が進められてきたが, コロナ禍で動きが加速している。導入して終わりではなく, 継続的なサポート体制の整備が必要。電子機器にも昔の黒電話のようなシンプルさが求められる」(荒井, 2020年11月25日, 産経新聞記事)

※ ICTは魔法の小箱ではない



©2022公益社団法人日本社会福祉士会

④ 排除をつくらない相談支援の実践 (演習)

“排除をつくらない相談支援” を実践するために, 社会福祉士が果たさなければならぬ役割およびソーシャルワークの方法について, 各グループで検討してください (演習)

検討する際のキーワード候補:

- 社会福祉士の役割 (医療職・心理職など他職種との比較から)
- アウトリーチ (訪問支援, 生活場面面接, ICTの活用)
- スクリーニング (クライアントの発見)
- リファー (繋げる, 他機関連携, 守秘義務)
- チームアプローチ (多職種での連携・協働, 本人・住民を含めた連携)
- スーパービジョン (対人援助者監督指導, 教育・管理・支持)
- 伴走型支援 (繋がり続ける支援, 対談語は「課題解決型支援」)
- ICT (緩やかな繋がり, 時空間の制約克服, 非身体性, 匿名性, 遅延等のネットワーク環境等の課題)
- その他 (OOアプローチ, 面接技術, ケアマネジメント, など)



©2022公益社団法人日本社会福祉士会

④ まとめ

テーマ:
“排除をつくらない相談支援体制の構築”

- ① 排除をつくらない相談支援とは
→ 地域共生社会の実現, 分野横断的, 断らない支援, 困難事例への支援, 新カリでの新しいアプローチ
- ② 断らない相談支援の機能
→ 見えない課題を見る, 繋がらないクライアントと繋がる, 届きにくい支援を届ける, 連携しにくい多職種と連携する
- ③ 排除をつくらない相談支援の実践
→ 各グループ, 全体シェア (アウトリーチ, 連携など)



©2022公益社団法人日本社会福祉士会

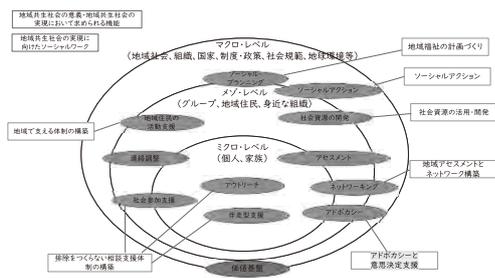
アドボカシーと意思決定支援

本科目の目標の再確認

○ 地域共生社会の実現に向けて

- ・ ソーシャルワーク実践の根幹であるアドボカシーの意味をあらためて理解する。
- ・ 本人の意思を尊重する支援のあり方について、参加支援と本人を取り巻く環境を視野に入れた権利擁護の視点から理解する。

地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修科目と社会福祉士の役割



アドボカシーの意味を確認する

アドボカシー:代弁。弁護。
権利擁護。

⇒代弁機能や人としての尊厳を奪われ、侵害された権利の回復の支援に力点をおいた概念。

アドボケイトはソーシャルワーカーである社会福祉士が果たすべき重要な役割。

また、本人の参加を支援するという視点からのアドボカシーも重要な役割。(福島、2015)(久田、2008)(下線、筆者)

アドボカシーの対象を確認する

- ① ケースアドボカシー:個人の権利を守る活動。
- ② クラスアドボカシー:同じような状況におかれている人たちの(コースアドボカシー) 権利を守る活動。
⇒専門職による権利擁護活動。
個人及び人々の権利擁護のため環境への働きかけ・交渉。
社会資源の活用・改善・創出。
ネットワークを構築しアドボカシーの機能を発揮する。
ミクロレベルからマクロレベルに至るまでを網羅する。
予防的対応から事後的対応までを網羅する。

アドボカシーのタイプを確認する

- ① セルフアドボカシー:当事者として自らの権利を主張し、自らを守る活動を展開。
- ② 市民アドボカシー:市民の立場から、市民の権利を守る活動を展開。勉強会等を通じた政策提言等。
- ③ リーガルアドボカシー:弁護士等、法的手段によって権利を守る活動を展開。

(福富、2019)

ソーシャルワークにおけるアドボカシー・権利擁護

ミクロレベルであれ、マクロレベルであれ、
予防的対応であれ、事後的対応であれ、
直接的な支援であれ、間接的な支援であれ、

社会福祉士の実践の中核は権利擁護にある。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

意思決定支援をめぐる動向

2つの意思決定ガイドライン

- ① 「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン」(厚労省、2017)
- ② 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」(厚労省、2018)

*医療領域では「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」(厚労省、改訂2018)等がある。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインの趣旨

意思決定支援の定義

「意思決定とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。」

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの趣旨 ①

意思決定支援の定義

「認知症の人であっても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために行う、意思決定支援者による本人支援をいう。(中略)認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む」

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの趣旨 ②

この定義には注がある

「(前略)認知症の人の意思決定支援をすることの重要性にかんがみ、その際の基本的考え方等を示すもので、本人の意志決定能力が欠けている場合の、いわゆる『代理代行決定』のルールを示すものではない。(後略)」

⇒障害者の意思決定支援ガイドラインとの違いが示される。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000689414.pdf>

厚労省 意思決定支援ワーキング・グループ作成

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

実践例の提示はディスカッションを具体化するためのものです。
地域の特性等をふまえた内容を提示することができます。

意思決定支援の視点と方法～実践例の提示

① 個別課題の確認

- ⇒ 例) 特別支援学校を卒業した後、生活介護事業所に通う予定のAさん。
Aさんは重度の知的障害があり、言葉によって自分の意思を表現することが難しい。特別支援学校の授業では特に音楽の時間を楽しみにしていた様子。
- ② Aさんにどのような生活介護事業所がよいのかを検討するにあたり…
・Aさんのこれまで及び現在の様子(表現・表情等)、ご家族、学校の先生等の語り(背景・環境・関係等)からAさんの思いを受け止める。
・Aさんの可能性を引き出すことができるよう、新しい体験の機会・場等を探る。
- ③ 関係者間(チーム)でAさん本人の参加のあり方を共有し、意思決定支援をしていく上、重視すべきことを確認する。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

意思決定支援を進めるための視点を確認する

- 本人には意思があり、意思決定(自己決定)の権利は本人にあるという前提に立つ。
- 意思決定支援は、その人の状況をふまえて、環境を整える支援である。
- 本人参加の下、関係者、関係機関と連携し、チームで支援する。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

演習の目的と実施するためのポイント ①

演習(グループディスカッション)では…
参加者が実践内容と課題を共有する。
具体的には…

- ・ どのような意思決定支援を行っているか
- ・ 意思決定支援の場面においてどのような葛藤があるか
- ・ 社会福祉士として、どのように意思決定支援を行っていくか
- ・ ICTを活用した意思決定支援の可能性等を念頭にディスカッションする。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

演習の目的と実施するためのポイント ②

- ・ 進行役は置いた方がよい。
⇒ 役割としては、個々の発言時間、全体の進行管理等
- ・ ディスカッションの冒頭では、個々の考えをまとめる時間をとるとよい(1～2分程度)。
- ・ そのために、「意思決定支援を進めるための視点を確認する」(スライド14)を手元で確認できるとよい(上山2019(スライド18)も参考に)。
- ・ 一つの結論を出すことが目的ではない。
- ・ そのため、相互の実践に活かせる「アイデア出し」のイメージでもよい。
- ・ しかし、参加者は本科目の目標を意識してディスカッションを進める。
- ・ ディスカッション後はその内容をシェアできるとよい。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

本科目の目標の再確認(再掲)

○ 地域共生社会の実現に向けて

- ・ ソーシャルワーク実践の根幹であるアドボカシーの意味をあらためて理解する。
- ・ 本人の意思を尊重する支援のあり方について、参加支援と本人を取り巻く環境を視野に入れた権利擁護の視点から理解する。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

<参考>上山(2019)による見解 (最大公約数的な意思決定支援の要素)

- ① 「本人の能力存在推定原則」を前提として、本人に潜在する意思決定能力が発揮できるための環境整備が重視されること。
- ② 本人の主観的な考え方・価値観・趣味・思考等(自分らしさ)が支援を得た意思決定に反映されていること。
- ③ 常に複数の支援者が意思決定支援のプロセスに参加すること。
- ④ 本人と支援者の関係性に対する配慮が必要なこと。
- ⑤ 最後の手段としての代行決定の余地を認める。
⇒ しかし、あくまでも本人中心であること。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

学びのふりかえりとまとめ ①

- ・ ディスカッションの内容をシェアする。
- ⇒シェアのポイント
- ☆ 気づき
 - ☆ 具体的なアイデア
 - ☆ 明日からの実践に活かせるような内容
- ・ 目標に照らした理解の確認
 - ・ 最後に再度ディスカッション(感想の共有)をしてもよい。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

学びのふりかえりとまとめ ②

～社会福祉士としてアドボカシーと意思決定支援をとらえる視点～

- ① 権利の主体は誰か。支援者の役割とは何か。
- ② 「自己決定」は能力でとらえるのではなく、「権利」としてとらえる。
- ③ 意思決定支援は単純な「代行決定」(本人にかわって決める)ではない。
- ④ 意思決定支援において、支援者(専門職)は迷い、悩む場面があっても当然である。
- ⑤ 専門職だけでは、なし得ない支援だととらえる。
- ⑥ 意思決定支援とは、誰にとつての「最善の利益」なのかを問い続ける。
- ⑦ 意思決定支援が行える環境の整備と方法の多様性を模索する。
⇒たとえば…ICTを活用したアドボカシーと意思決定支援の可能性。
- ⑧ アドボカシーに取り組むことにより社会の意識変容に取り組む。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

本科目の目標の再々確認(再々掲)

○ 地域共生社会の実現に向けて

- ・ ソーシャルワーク実践の根幹であるアドボカシーの意味をあらためて理解する。
- ・ 本人の意思を尊重する支援のあり方について、参加支援と本人を取り巻く環境を視野に入れた権利擁護の視点から理解する。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

文献(eラーニング資料)

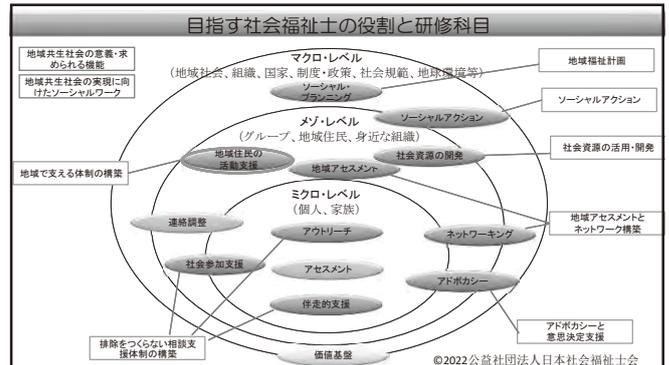
- ・ 社会福祉士養成講座編集委員会編『相談援助の理論と方法Ⅱ第3版』、中央法規出版、2019年。
- ・ 社会福祉士養成講座編集委員会編『相談援助の基礎と専門職第3版』、中央法規出版、2015年。
- ・ 日本福祉大学権利擁護研究センター監修・平野他編『権利擁護がわかる意思決定支援一法と福祉の協働』、ミネルヴァ書房、2018年。
- ・ 名川他編『事例で学ぶ福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック』、中央法規出版、2019年。
- ・ 上山泰「意思決定支援と成年後見制度」日本社会福祉士会編『意思決定支援実践ハンドブック』、民事法研究会、2019年。
- ・ 厚労省ホームページ 福祉・介護 成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html
(2021.3.14)

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

公益社団法人 日本社会福祉士会
 地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修
 地域で支える体制の構築



©2022公益社団法人日本社会福祉士会



本テーマの目標

○新カリキュラムでの学びを自らの実践に活かすことができるよう、知識構築・力量形成を促す

○地域共生社会の実現に向けて

- 支える主体への理解ならびに地域住民が主体として重要であることへの理解を促す
- 地域で支える体制の構築に向けた社会福祉士の機能と役割についての理解を促す
- 地域住民が主体として役割を果たすためには福祉教育が重要であるため、それについて理解を促す
- 多機関、多職種、福祉以外の機関との協働についての理解を促す

○参加支援（社会とのつながりや参加の支援）ならびに「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」に向けての力量を形成する

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

1 地域で暮らす人々の生活とソーシャルワーク

- 地域とは、地域で暮らすとはどういうことか
- ソーシャルワークの展開する空間としての「圏域」とは
- 社会福祉法で規定する「地域生活課題」とは

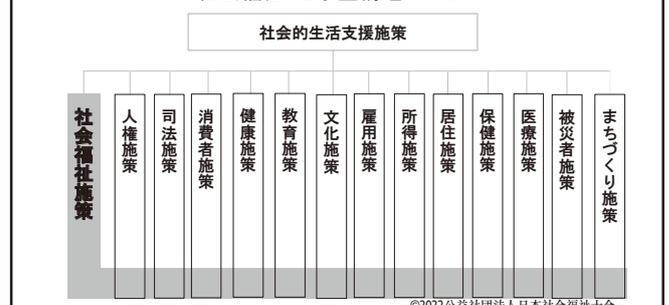
©2022公益社団法人日本社会福祉士会

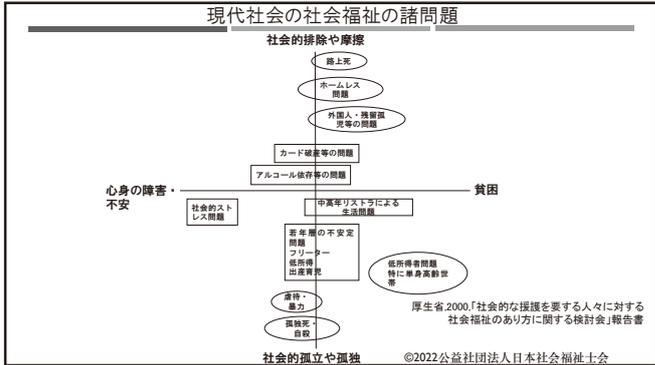
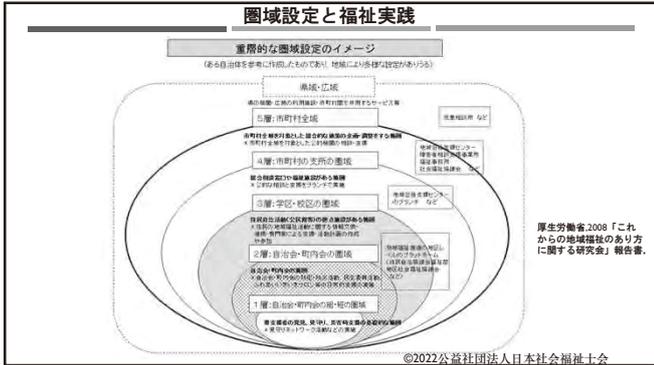
地域とは何か、地域で暮らすとはどういうことか

- 私たちは地域で暮らす「生活者」である
- 住民は「利害関係者」でもある
- 「絆」が共感される時代。しかし、「絆」の外の人への〈排除性〉を含んでいる
- 他者への関心と承認、そして互いへのリスペクト
- 「重荷」を等分負担すること、リスクを「予防」することがコミュニティの大事な機能
- 福祉コミュニティをめざしていくこと

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

社会福祉のL字型構造 (古川2019)





社会的孤立・排除・生活困窮の増幅と地域を基盤とするソーシャルワークの必要性

- ニート・ひきこもり
- 精神疾患
- 知的障がい／知的障がい疑い
- 発達障がい／発達障がい疑い
- 虐待
- 多重・過重債務者
- ホームレス
- 矯正施設出所者等
- 外国人
- 性暴力被害者（DV、レイプ等）
- セクシュアル・マイノリティ
- 依存症
- 労働関係の問題
- 被災・避難者
- 介護・介護者

支援拒否・セルフネグレクト
複合的なニーズ（8050問題等）

従来の捉え方：
生活困窮≒経済困窮

今日必要な捉え方：
生活困窮＝ヴァルナリティ（社会的脆弱性・経済的貧困・関係性の貧困・社会構造の脆弱性等）

（社会的包摂サポートセンター 2015）

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

「地域生活課題」に関する諸規定（社会福祉法）＊抜粋

- 【第4条3項】 ……福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労・教育、地域社会からの孤立、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（地域生活課題）……
- 【第106条の2】 社会福祉を目的とする事業を営む者（[○]）は、当該事業で解決できない地域生活課題を把握したときは……必要があると認めるときは、支援関係機関に対し……解決に資する支援を求めよう努めなければならない。
- 【第106条の3（包括的な支援体制の整備）】 市町村は……重層的支援体制整備事業をはじめとする……各般の措置を通じ……地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備しよう努めなければならない。

＊地域子育て支援事業等、母子健康包括支援センター、介護保険事業、障害者総合支援事業、子ども子育て支援法の事業

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

- 【第106条の4（重層的支援体制整備事業）】 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため……重層的支援体制整備事業を行うことができる。
- 【第107条（市町村地域福祉計画）】 ……地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項……
- 【第108条（都道府県地域福祉支援計画）】 ……市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

2 地域住民との協働による地域共生社会の推進

- 地域福祉の推進主体としての住民
- 多様な推進主体との協働
- 地域共生社会の実現をめざした支援体制

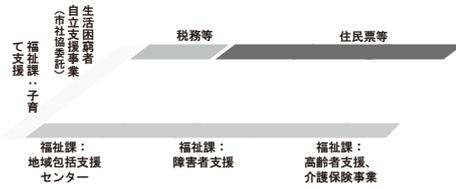
©2022公益社団法人日本社会福祉士会

地域共生社会づくりに向け、ボトム・アップの仕組みづくりが求められている

- 市町村・地域の実情に応じて包括的支援体制を整備するために（3つの支援の一体的実施）*
 - ① 相談支援（断らない相談支援）
 - ② 参加支援
 - ③ 地域づくりに向けた支援
- 重層的支援体制整備事業**：...地域生活課題の解決に資するため、市町村は各法（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法）の事業の一体的実施により、行うことができる

* 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ（概要）2019・12・26
 ** 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）※2020・6・12
 ©2022公益社団法人日本社会福祉士会

地域共生社会の実現に向けた体制構築 地方都市A市の事例から

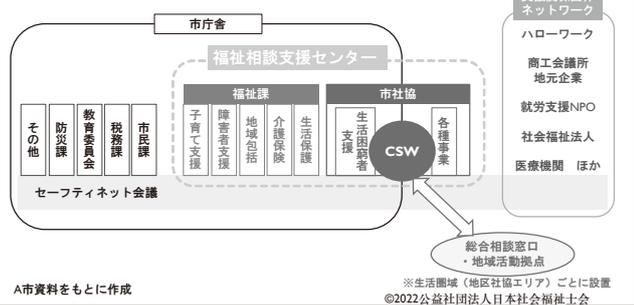


A市庁舎のイメージ（福祉相談支援センター）

※すべて仮称

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

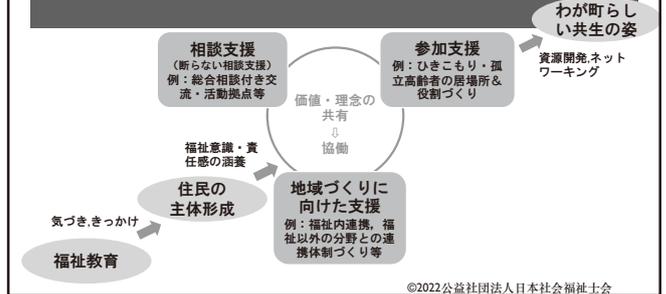
福祉相談支援センター（仮称）の体制イメージ



A市資料をもとに作成

※生活圏域（地区社協エリア）ごとに設置
 ©2022公益社団法人日本社会福祉士会

皆さんの地元では、どう展開していますか？



©2022公益社団法人日本社会福祉士会

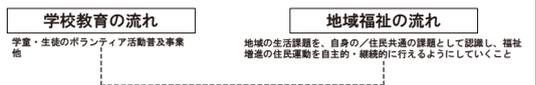
3 地域福祉の推進と福祉教育

- ・福祉教育の概念
- ・福祉教育の目標と展開
- ・福祉教育の意義

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

福祉教育の概念

■ 系譜



■ 定義

大橋謙策（1999）による定義

憲法第13条、第25条に規定された基本的人権を前提にして成り立つ平和と民主主義社会をつくりあげるために、歴史的にも、社会的にも阻害されてきた社会福祉問題を素材として学習することであり、それらとの切り結びをおして社会福祉制度・活動への関心と理解をすすめる、自らの人間形成をはかりつつ、社会福祉サービスを受給している人々を社会から、地域から阻害することなく、共に手を携えて豊かに生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることを目的に行われる意図的な活動である
 諏訪2020

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

福祉教育の主体と方法

福祉教育の推進主体*

- 学校
- 社協
- ボランティアグループ、市民活動団体 他

フェーズと方法**

- ▶ **フォーマル教育**
公民館、社協等が主催する体系的な講座（認知症サポーター養成講座、介護職員初任者研修等）
- ▶ **インフォーマル教育**
日常生活の中での学び（障害のある人との関り、近隣で認知症高齢者の話をし、マスコミ報道で情報を得る等）
- ▶ **ノンフォーマル教育**
地域の行事・講演会、ボランティア活動参加で学ぶ等
*講演2020 **上野谷・原田2016

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

福祉教育の具体例

体験学習

高齢者疑似体験装具による演習
車いす体験
アイマスク体験 等

サービスマーケティング
(地域貢献型学習)

高校・大学等で、学習活動と社会貢献活動を結びつけることで、市民としての責任感と力を養う
(ボランティアく地域の一員としての役割)

ワークショップ

まち歩き、住民懇談会 等



*まちづくりNPOさいたま **精華町

上野谷・原田2016 中島2020

「地域福祉めがね」づくり

地域の事象を“どう”見るか？（個人の問題/地域の問題、行政の問題/私たちの問題）

〈例〉ひとり暮らし高齢者のゴミ屋敷



→ 廃棄物がね
→ 地域福祉めがね

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

福祉教育の意義

- 福祉的な課題が制度の谷間で発生している→福祉教育の学習素材を、社会福祉・社会保障制度の枠内で、形式的に取り上げるのでは意味がない（講演2020）
- 他者とのかかわり・対話・共生の中で学び、協働して生活課題の解決に取り組む人々のための学習を広げていくこと（講演2020）
- 地域には、「困難を抱える人々を互いに支え励ます側面」と、「自分たちと異なる人々を排除したり、抑圧するなど、冷たく恐ろしい側面」もある。福祉関係者はこの〈二面性〉を理解し、差別・偏見・無関心に向き合わなければならない（中島2020）

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

4 多様な主体が協働するまちづくりへ

- ・ 多機関との協働
- ・ 多職種との協働
- ・ 福祉以外の機関との協働

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

多様な主体が垣根を越えてつながる〈越境〉の実践

- 福祉分野が直面する壁...少子高齢化・格差社会化・個人主義化等の深刻化により、分野別・対象別立法に基づく制度サービス、申請主義的・個別給付型のサービスがカバーしきれない問題（制度の狭間）の多様化・増加
- 福祉以外の分野が直面する壁...地方経済衰退・中心市街地の空洞化、第一次産業の後継者不足、地域活動の担い手高齢化等、地域づくりを停滞させる問題群の増幅

↓

フォーマル/インフォーマル、福祉内各分野、福祉分野・福祉以外の分野が〈越境〉する実践（谷口・永田2016）が、開発されてきている

→キーワード：農福（農・工・商・福）連携、企業のCSR（社会貢献）、教育・医療・住まい...と福祉の連携、社会福祉法人の公益活動、地方創生・コミュニティビジネス 等 ©2022公益社団法人日本社会福祉士会

福祉以外の分野の機関との協働によるさまざまな実践例

※テーマ「社会資源の活用・開発」で解説

- 商店街の空き店舗を活用して地域の居場所に
- 小・中学校の余裕教室や廃校舎を使った地域の居場所に
- 企業等の敷地を借りて地域の居場所に
- 複数の社会福祉法人の連携による生活困窮者支援（制度の狭間問題の発見・解決）
- 福祉施設の設定（交流室、浴室等）を使った子ども食堂、身体障害者の入浴支援、送迎車を使った買い物・移動支援等
- 福祉行政とその他の主管の連携による見守り・支援
- 中間的就労を盛り込んだ地場産業の活性化

...その他、多彩な事例が全国で見られる

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

まとめ

- 地域では既存の制度や資源でカバーできない生きづらさ（地域生活課題）が多様化・増大している
- 潜在・顕在する問題を機敏に見つけ出し、地域で見守り・支援をする仕組みが求められている
- 社会福祉の行政・専門機関だけでできないことも、分野のカベを越えて連携することで開発的な実践につながることもある
- 地域の実情に即して、住民一般や多様な立場の事業者等と協働する体制を構築することで、つながりの強い、そしてさまざまなリスクに強い地域（共生社会）を築いていくことができる
- 地域に福祉の価値を醸成し、問題解決力を涵養する専門技術として、福祉教育がある

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

参考文献

- 上野谷加代子・原田正樹編（2016）『地域福祉の学びをデザインする』有斐閣。
古川孝順（2019）『古川孝順社会福祉著作選集第1巻 社会福祉学の基本問題』中央法規出版。
厚生労働省（2008）『「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書』。
厚生省（2000）『「社会的な保護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書』。
中島修（2020）「福祉教育」加山弾・熊田博喜・中島修・山本美香『ストーリーで学ぶ地域福祉』有斐閣。
社会的包摂サポートセンター（2015）『事例でみる生活困窮者』中央法規出版。
諏訪徹（2020）「ボランティア活動と福祉教育」『社会福祉学習双書』編集委員会編『社会福祉学習双書 第8巻 地域福祉論—地域福祉の理論と方法』全社協。

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

〈演習〉「3つの支援」で支援体制構築を考えましょう ※自分の勤務・担当する地域・地区（市区町村、生活圏域等）を例にしてください

Step 1 個人ワーク（10分間）

- ①参加支援の必要な人は誰？どこにいる？
- ②その人たちと出会うために、どんな相談支援の体制・方法が必要？
- ③排除しない地域づくり、協働の地域づくりに向けて、誰と・どのようにつながればよい？

Step 2 グループワーク（25分間）

各自の考えをグループ内で共有し、地域共生社会づくりの視点や方法を学び合います

計45分間

Step 3 発表と共有（10分間）

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

Step 1 個人ワーク①参加支援

参加支援の必要な人は誰？どこにいる？

（例）長期間ひきこもっている人、ごみ屋敷で暮らす人、移動手段がなくとじこもり気味の人 等

【参考】社会福祉法 第106条の4 2項

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会を提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

Step 1 個人ワーク②相談支援（断らない相談支援）

その人たち（①）と出会うために、どんな相談支援の体制・方法が必要？

（例）空き店舗を使った「なんでも相談窓口」、孤立者の自宅や居場所に出向くアウトリーチ 等

【参考】社会福祉法 第106条の4 2項

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他・・・事業を一体的に行う事業

©2022公益社団法人日本社会福祉士会

Step 1 個人ワーク③地域づくりに向けた支援

排除しない地域づくり、協働の地域づくりに向けて、誰と・どのようにつながればよい？

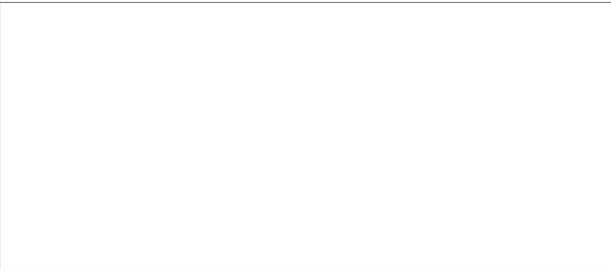
（例）福祉分野の中でつながるべき相手は？福祉以外の分野（隣接領域…医療、教育、住まい、労働等、それ以外の領域…ビジネス、第1・2次産業等）でつながるべき相手は？

【参考】社会福祉法 第106条の4 2項

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事

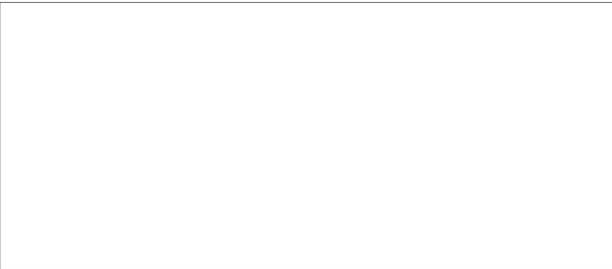
©2022公益社団法人日本社会福祉士会

Step 2 グループワーク



©2022公益社団法人日本社会福祉士会

Step 3 発表と共有



©2022公益社団法人日本社会福祉士会